

新興国法制部会・第2報告

中国法における親会社取締役の責任と多重代表訴訟制度の創設

報告者：SBI大学院大学 准教授 盧 曉斐

企業グループにおける株主保護の問題は、子会社少数派株主の保護と親会社株主の保護に大別される。中国では、支配株主たる親会社による支配力の不当行使により、子会社及びその少数派株主の利益を侵害する実態が深刻であるため、従来から子会社少数派株主保護の問題は主要な課題として議論され、支配株主の責任規制の導入等により立法上の対処がなされてきた。それに対して、親会社株主保護の問題に関しては、会社法で特別な規制がなく、学説上の議論はあるものの、まだ活発には行われていない。

一方、日本では従来から親会社株主の保護をめぐって議論があり、2014年会社法改正により多重代表訴訟をはじめとした諸制度が導入された。日本法上の議論から示されるように、親会社の株主にとって、重要な子会社の事業活動が自らの危険の原因及び利益の源泉の重要な一部であるにもかかわらず、親会社の株主は法的に子会社の事業活動に直接的に関与できないという「株主権の縮減」は、特定の国にある特殊な問題ではなく、グループ経営に構造的に存在する問題である。中国では、日本と同様に、ピラミッド型の企業グループが多く存在し、親会社株主の権利縮減問題が構造的に存在している。また、実務では、親会社の少数派株主が子会社取締役の任務懈怠行為について株主代表訴訟を提起する事例は何件も見られるが、多重代表訴訟が認められていないため、すべて原告適格要件が満たされないとして、訴えが却下されている。近時、大規模企業グループでは、親会社が上場し、複数の完全子会社を傘下に置くという事業再編を行っている結果、上場する親会社も増加しているため、親会社株主保護の問題がさらに顕在化しつつある。このように、中国では、親会社株主保護の問題は実務上で存在し、学説上もすでに認識されつつあるが、十分検討されているとは言えない。

そこで、本報告では、中国法において親会社株主の利益をどのように保護すべきかを検討する。また、親会社株主保護の問題をめぐる議論は多岐にわたるが、本報告では、主として、中国現行法上の解釈論(親会社取締役の子会社管理による責任)と立法論(多重代表訴訟の創設)について考察を行う。